

鳥取県西部地域福祉輸送特区

都道府県名：

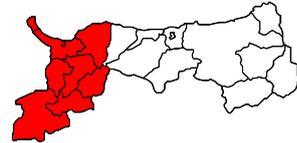
鳥取県

申請主体名：

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

区域の範囲：

米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の全域



特区の概要：

鳥取県西部地区では移動制約者の輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送のみでは十分なサービス量が確保できないのが現状である。NPO 等が行う福祉有償輸送については、道路運送法第80条の許可に係る市町村運営協議会の設置準備を進めているところであるが、使用車両を福祉車両だけでなくセダン型一般車両に拡大することにより、個々のニーズに見合った移送手段、移送量の確保を図り、今後さらに多くのボランティアの参加を容易にすることで福祉有償輸送の円滑な実施を推進する。

適用される規制の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

